

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 17 年 7 月 5 日

京都市長 梶本頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市中京区麩屋町通竹屋町下る笹屋町 480 番地

南部 孝男

(2) 建築協定の名称

京都市中京区麩屋町通笹屋町地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市中京区麩屋町通竹屋町下る笹屋町 451 番地, 453 番地, 454 番地, 455 番地, 457 番地, 460 番地, 462 番地, 463 番地-1, 464 番地, 464 番地-1, 727 番地-1, 466 番地-1, 468 番地-1, 469 番地, 470 番地-1, 470 番地-2, 471 番地, 471 番地-1, 471 番地-2, 474 番地-4, 476 番地, 476 番地-1, 476 番地-2, 476 番地-3, 476 番地-4, 477 番地, 477 番地-2, 479 番地, 480 番地

(4) 建築協定の事項

建築物の用途その他の事項

(5) 協定の期間

5年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成17年7月5日(火)から平成17年7月25日(月)まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部指導課(北庁舎2階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成17年8月9日(火)午後4時から午後5時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部指導課会議室(北庁舎2階)

(3) 主催者

京都市都市計画局建築指導部指導課長 本田 徹

(都市計画局建築指導部指導課)